

豊山町廃棄物減量等推進審議会について

1 豊山町廃棄物減量等推進審議会

(1) 設置

豊山町廃棄物減量等推進審議会は一般廃棄物処理計画の推進を図るため、重要な事項を審議する機関です。

審議会では、町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査及び審議し、答申します。

○ 具体的な審議事項

- ・ 豊山町一般廃棄物処理基本計画について
- ・ 一般廃棄物手数料の改正について
- ・ 名古屋市へのごみ搬入について…等

(2) 組織

審議会は10人以内をもって組織し、会長と副会長を置きます。

任期は平成29年2月1日から平成31年1月31日までの2年間です。

(3) 身分及び報酬

豊山町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条に基づき設置される非常勤の特別職になります。

報酬としましては会議1回につき6,000円が支払われます。